

平成27年度第1回いしかわ森林環境基金評価委員会の概要

1. 日 時：平成27年8月5日（水） 13:30～
2. 場 所：県庁行政庁舎1101会議室
3. 出席状況：委員10名
4. 議 題：(1) いしかわ森林環境基金事業の平成26年度の実績
(2) 環境林モニタリング調査—侵入竹林整備—
(3) 税導入後の森林・林業を取り巻く状況の変化

5. 委員会議事要旨（委員の主な意見等）

(1) いしかわ森林環境基金事業の平成26年度の実績

- ・強度間伐の実績が少し落ちているが、進捗に影響はないのか
→手入れ不足人工林の解消については、路網整備と併せた利用間伐も活用して行っている。侵入竹の整備は、竹の繁茂が多く、要望箇所も多い中で事業費がかかっているが、必要な強度間伐はしっかりやっていきたい。
- ・環境税のスタートとして、山の持ち主では間伐できないような奥地の山を税で整備して、山の機能を保持するためというものだった。里山の進入竹林の整備をやってはいけないということは無いが、最初の目標をきちっと定めてやるということが大事。
→侵入竹林の除去は、侵入竹の除去と併せて強度間伐を実施しており、手入れ不足人工林の解消を図っている。
- ・強度間伐が進まない理由として、持ち主の理解が得られないといったこともあるのか。
→所有区分が小さく、同意をもらうのに手間がかかるといったこともあるが、協定締結の推進にかかる補助事業などを活用して頂きながら、円滑に進めていきたい。
- ・環境税の取組があったから胸を張って植樹祭を迎えられたと思っている。お礼を言いたい。
- ・環境税の地域別配分（26年度実績）というのを教えてほしい。
→南加賀は間伐がもともと進んでいたため、面積に対して強度間伐の比率は多くない。能登地区は森林資源が多いので事業も多い。比率は調べて次回に報告したい。

(2) 環境林モニタリング調査—侵入竹林整備—

- ・環境税で一度竹を切ったらもう伐らないのか、それとも毎年伐るのか。
- ・竹の整備に関して、環境税で手入れした竹林を放っておいたら、また元に戻るのではないかと心配している
→親竹を伐った後、2年間は刈り払いをする。刈り払い後3年目以降は、引き続きモニタリングして、対策をするべきか見極めしていきたい。

(3) 税導入後の森林・林業を取り巻く状況の変化

- ・最近竹がどんどん広がったり、イノシシやクマが出てくるなどして、山での生活がしにくくなっている。山で暮らす方が山を管理し、山が守られているからこそ、山の保全機能が発揮できていることをふまえて、環境税のあり方を考えてもらいたい。
- ・クマとイノシシ以外にも、シカが多く入ってきており、森林にとって大きな問題になってくるのではないかと。それに対してどのように防御するか、総合的な取組を考えていただきたい。
- ・県全体で竹林の分布のデータベース化や、シカやクマの増加状況や被害状況のモニタリン

グ情報等、GIS を利用するなど個別の情報を統合する取組体制を考えないといけないのでは。

- ・ ボランティア作業の内容も、獣害問題と関連付けてやっていくべきでは。

- ・ 環境税の当初の目的は公益的機能の維持なので、それを念頭に置くことを忘れないで。強度間伐の話もまだ残っているので、優先順位をつけながらやっていくことが大事。

→侵入竹林は、竹の侵入により公益的機能が損なわれるというケースもあり、公益的機能の維持ということで環境税で必要な対策だと理解してほしい。

害獣の里山の侵入に関しては、対策は必要と考えているが、モニタリングやソフト事業を通じ、その効果も見ながら検討したい。

平成 27 年度 第 1 回いしかわ森林環境基金評価委員会

日時 平成 27 年 8 月 5 日 (水) 13:30～

場所 県庁行政庁舎第 1101 会議室

1 開会

2 農林水産部長あいさつ

3 議事

(1) いしかわ森林環境基金事業の平成 26 年度の実績

(事務局) (資料 1 説明)

(委員長) 平成 26 年度の実績について、意見を頂戴したい。

(委員) 2, 3 ページ目で強度間伐の実績が、若干進捗が落ちているような説明がありましたが、強度間伐の進捗状況によって何か問題はないのか。

(事務局) これは二つの問題があって、環境税を、二つの取り組みである強度間伐と侵入竹の除去にどのように充てていくのかという問題と、手入れ不足人工林そのものの整備をどの事業で実施をするのかということ。

実際には、今、路網整備という形で、できるところはしっかりと木材を利用するという方向でやっている。目標数値に届いていない部分はあるが、必要な間伐を確実にとやっていくという視点では、他事業で置き換えてやっているという形で、何とか必要な間伐をやっている。

一方で、もっと進めていくという意味においては、やはり竹の除去については、われわれが想定している以上に竹の繁茂がかなり多い。昨年も現地を見てもらったと思うのですが、かなり太いものが多数生えている所もあり、そういった要望が多い中で事業費がかなり掛かっている。

ですから、それを我慢してというのは、なかなか難しいところではあるのだが、そこは必要な強度間伐は、できる所はしっかりとやっていく。その二つの面で取り組んでいきたいと考えている。

(委員) バランスよくお願いします。

(委員長) ここが一番進んでいないので問題だと思うが、理由を聞くと、まあそうかなということ。

(委員) 今の意見とよく似たことだが、侵入竹の除去をやっている所も民有林かなと思うのだが、これは奥の方の山をやっているのか、それとも里山に近いような所の侵入竹の

除去をやっているのかということで、だいぶ考え方が違ってくるといえる気がする。

そもそも、奥の方の地区は、なかなか山の持ち主の方では間伐できないような所を環境税でやって、資源管理、保全、そういった山の機能を保持するためというの、そもそもスタートだったと思う。侵入竹をやっては駄目と言うつもりは全くないが、そこで最初の目標をきちっと定めてやるということがやはり大事なことだ。

もう一つ、強度間伐が進んでいない理由として、例えば持ち主の方の理解が得られないとか、そのような理由があるのだろうか。

(事務局) 二つの質問があり、侵入竹の除去に関しては、手入れ不足人工林の解消という全体の枠組みの中で、対策の一つとして侵入竹の除去というものができているところ。実際には民有林の奥の方の山といっても、当然、家が近くにある所もあり、里山という側面がある森林もあるのだが、侵入竹の除去と併せて強度間伐、杉林の整備をするという枠組みの中でやっているの、そこはそういった趣旨の中で対処していくところだと思っている。

強度間伐が進んでいない理由として、他に何かがあるのかということに関しては、所有者にあたるのが難しい。代替わりをして連絡がつきづらい人がいるとか、所有区分が小さくてたくさんの人から同意をもらわなければいけないといった、森林全般の共通の課題がある。かなりの手間が掛かる所ではあるのだが、環境林整備事業の推進に当たっての協定締結での補助という形でも措置をさせてもらっている。そういったものを活用してもらいながら、市町の皆さんにご協力を頂いて、できるだけ円滑に実施をしていくという方針でやっていきたい。

(委員) この場を借りて山側を代表してお礼をしたい。5月17日の全国植樹祭は、天候にも恵まれたし、県当局の力、協力を頂いた皆さま方の力添えで、本当に立派な植樹祭ができ、山の関係者として非常な希望を頂いたと思っている。

これは私個人の考え方だが、当初から2万2000haの手入れ不足人工林があるということで、この話が始まったのだが、もしこの手入れができていない場合、果たして全国植樹祭を恥ずかしくて受け入れできたかどうか。もし行っても、この放置された森林の持ち主の方々は、「そんなことをしているときなのか」というような大きな意見も出てきたと思う。この環境税を創設してもらったおかげで、植樹祭も胸を張って迎えられたと私は思っており、納税していただいた県民の皆さま方や委員の皆さま方に、本当に厚くお礼をこの場を借りて申し上げたいと思う。

(委員長) 本当に天候に恵まれてということが一番大きいと思うが、よその県に恥じない本当にいい植樹祭だった。陛下も喜んでおられたらしい。「よかったですね」と言っておられたと、私は知事から聞いた。

(委員) 今更だが、2万2000haで、26年度が5億3000万円、27年度も5億2000万円ほどの事業費で事業を進めるわけだが、これの配分というのは、加賀、金沢、能登、能登も

奥能登ぐらいに分けると、どういう配分でその事業費が分けられているのか。もしくは、26年度であれば実績があると思うのだが、割合で結構だが、何%ずつぐらいに分けられるのか。

(委員長) 今の件で、地域別の配分が分かれば、お願いします。

(事務局) 正確な数字が手元にないので、はっきり答えられないが、地域別に間伐がそもそも進んでいたのかどうか。どこが遅れていたということはないが、比較的、南加賀の地域では、集団間伐という形で間伐に早く着手されていた所もあり、面積の比率に比べると強度間伐という事業をやっている面積が少ない地域ではある。一方で、森林資源が豊富である能登地域では、森林もたくさんある所があるので、そういった所ではかなりの事業を実施しているという状況にはある。比率という形での構成の数字は、また調べて次回に報告したい。

(委員) 奥能登は、面積から言うと石川県の中で4分の1ぐらい、人口にするとたった5%ぐらいの人間しかいないわけだが、就業機会の確保みたいな意味でも大変大きな事業だと思う。だから、田舎の方にも手厚く、林道の整備、路網の整備も含めて、支援してもらえると助かるので、よろしくお願いします。

(委員長) そういう地域配分の話は前も1回出てきたかと思うが、どういう基準かは分からないが、全県に目を配りながらやっているという話は記憶している。

(2) 環境林モニタリング調査－侵入竹林整備－

(事務局) (資料2 説明)

(委員長) 主として竹林の問題について、ずっと追跡調査された結果を報告してもらった。また委員の皆さんから忌憚ない質問を頂戴したい。

(委員) 私の質問は、全体の昨年や一昨年のことを復習してきていないため、よく分からないのだが、今、森林環境税で杉林とか人工林で竹がたくさん生えている所にも、竹を切るような施業をしているということですね。それで、その場合の施業の仕方は、竹だけを切るということか。それとも、そこでたくさん生えている、例えば杉の木が密生している場合なら、竹も取るし、杉については強度間伐するという施業をされているのか。私はその辺のことがよく分からないので、伺いたい。

(事務局) 基本的には両方というか、杉の密度の高い所は杉も間伐するが、竹の生えている所は竹がかなり多いため、もともと人工林の杉の密度が高くない所が多いという感じがするが、基本的には資源の方も間伐する。

(委員) 分かった。竹を切る場合、森林環境税で施業する場合は、竹を切ったり、さらに余分の杉を切るということだが、その場合、竹を切るとこの時期になったらまた翌年出てくるよね。杉だけだったら、強度間伐したらそこに丸太が転がっているだけだと思う。それはどのようにしたらいいかを調べるために、こういう実験をされているのだろう。現在の森林環境税での施業法というのは、1回切ったらそれで竹が出てきても、もう触らないのか。それとも毎年、出てくる竹だけは切っていくという施業をされているのか。

(事務局) 一部いろいろと説明したが、親竹を切った後、2年間は刈り払いをするという事業だ。

(事務局) ちょっと補足させていただく。今、研究員から説明したとおりなのだが、事業導入当初、委員がおっしゃったとおり、再生してくるという所もあって、2年間刈り払いをすれば再生力が落ちるということで、そこは環境税でやろうということ、スタートした。

昨年の現地の調査のときにも、ご意見があったところで、ただ、刈り払いをした後、3年目以降どうなるのかということに関して、状況をしっかり見て、再度、竹林化させないような対策を考えるべきだというご意見もあったところ。概ね再生するものは少ないという状況だったが、それは全部ではないということなので、まさに引き続き、これがどういう形になっていくのかをしっかりと見た上で、対策をするべきかどうかはしっかり考えていかなければいけないということだと思う。そこはまたもう1年、しっかりとモニタリングをして、必要な対策があるのかというところを、見極めさせてもらいたいと考えている。

(委員長) 今の件につきましては、去年、ぜひ3年以降も刈り払いを続けてほしいという話があったと思う。そうだったね。

(委員) はい、しました。

(委員長) それで今のようなお話で、調査をして、経過を見て3年以降は対処するというお返事だったかと思う。それでよかったのだよね。

(委員) はい。

(委員長) 多分放っておいたら、また元の木阿弥になるのではないかとということをみんなご心配だと思う。

(委員) 今のお話とちょっと重なるのか、私が十分理解していないのだが、今、竹の伐採をやるのは試験的にやっているのか、それとも所有者からの要望があって、その場所を選んでいるのか。

それから、もう一つ、これは大変素人的な質問だが、竹林というのは水源涵養の面では、

効果はないものなのか。

(委員長) その点、お答えいただきたい。

(事務局) 侵入した竹の伐採をする事業を行う所というのは、事業として実施しているため、当然、所有者の希望等があるところで、県も、市町も含め、協定を結んで事業を実施することになっている。ただ、このように追跡調査をしているモニタリング箇所というのは、県内にバランスよく箇所を選んでモニタリングをしているので、所有者さんが希望しているからモニタリングをしているというよりは、試験研究的に場所設定をしているということ。ただ、そこはもともと事業を実施した所で追跡をしているということになる。

竹林の水源涵養機能に関しては、ちょっと定説的ではないかもしれないが、一般には竹の根は深く広がらない、横に広がっていくということで、土砂の崩壊を食い止めるような能力などは、一般的に根っこが深く入る樹木よりは低いという所もある。だから、そこは広葉樹などの侵入をしっかりさせて、森林に戻すといった形を取ることで、公益的機能の発揮をさせていこうと取り組んでいる。

(3) 税導入後の森林・林業を取り巻く状況の変化

(事務局) (資料3 説明)

(委員長) 税を導入した後の森林や林業を取り巻く状況変化について説明を頂いた。委員の皆さんから忌憚のない意見を頂戴したい。

(委員) 私から石川県の現在の山の状況をご報告する。県内の山は民有林がほとんどだが、山村の方々が生活して自分たちの山を守っているから、山は管理される。高齢者の皆さんは、昔からの財産があってその山を見回りに守らなければいけないから、なかなか町へ出られないということで残っていらっしゃるが、最近はその山での生活が非常にしにくくなっているという現状を理解してもらいたい。

私も8軒しかない山村に生活しているが、とにかく今も話に出てきた竹の問題は、私の学生時代、「竹亡国論」という講義まで受けたことがある。竹などがどんどん繁茂して広がっていくと、日本の国土が壊れてしまうというような理論だったが、それが現実のものとして、どんどん広がっているということが一つ。それから、イノシシとかクマが出て、朝晩、うちの女房なども朝、歩くことをやっているが、鈴を付けていても怖くて歩けなくなってしまったという状況で、お年寄りの方は大変苦労して生活し、山を見回り、管理していらっしゃる。

だから、そこらあたりが環境税とどう関係あるのかということは、委員の皆さま方に判断してもらいたい。山村で山を守っている方がいるから、保全できる。山、水、その他、山の保全機能を発揮できているのだという一面があることを考えてもらいながら、今後、山村を守りつつ、山を管理していくときにはどうしたらいいかという考えで、また議論を

進めてもらいたいと思っている。市や県などに林業の専門の方は本当にたくさんいらっしゃるが、実際に山へまで踏み込んで、どの谷はどうなっているか、こうなっているか、何をしなければいけないということの把握は、とても無理。やはり地元の方がしっかり守っており、目を光らせてもらっているから、山が守られているということを念頭に置いて、議論を深めてもらいたいと思っている。

先ほど木材価格について、昭和 55 年が 2 万 3000 円、これは今までで一番高いときの価格だが、それが今 1600 円。1 割にも満たない金額に下がってしまっている。これはいろいろな条件があってそうなっているのだが、これについては、私ども森林組合は放置はしておらず、今、植樹祭を契機にもう一度見直そうということで、今は市場で木材をせり売りしている。それからはもう産地から直送して、価格交渉権を持って、大きな工場へ必要な量を必要ときに安定的に供給するには、県下、今、四つの森林組合で強化したのですが、さらに県下 1 本になって、県産の木を 1 カ所から全部動かさなければこの希望価格には程遠いのではないかと。所得の向上だけを目的に、さらなる合併も必要ではないかという研究会を立ち上げて、今年いっぱいをめどに研究を始めている。

そんなことで、山側も非常に各社、努力している。バイオマスにも挑戦してるが、やはり県民の皆さまの応援をどうしてもしていただきたいと思うので、そこらあたりを、また理解してもらいたい。ちょっと意見が途切れたので、山の現況を述べさせてもらった。よろしく願います。

(委員長) 委員から一番ホットな意見を頂きました。

(委員) 幾つかコメントがある。一つは、森林の問題で、害獣の問題も書いてあるが、実際問題、クマもイノシシも大変大きな問題だと思うのだが、シカがどんどん入ってきている。自然環境課とか環境部の方で委員会があり、私はそちらの方にも少し関係しているのだが、すごく大ざっぱに言って 3000 頭ぐらいシカが石川県に入っており、その 3%が雌。今、福井の方から入ってくる初めだから、雄のシカが中心で、雌は少ない。しかし、3000 頭のうち 3%という、すごい数。100 頭近くいる。そうすると、どんどん子供が生まれて、だから、まだ入ってきていないということではなく、もう随分入ってきている。

それについては、森林管理課がいろいろなことをされているのは私も聞いているが、いづれにしても、ここに書いてあるクマとイノシシ以外にシカというものが、これから森林にとっては特に大きな問題になるのではないかと心配している。特に能登の方にもイノシシもだいぶ入ってきてしまっていますね。もしシカが入ってきたら、どんどん増えると思う。だから、そういうことに対して、どのように防御するかということが、あまり統合した形で取り組まれていないのではないかという気がする。だから、そういうこともぜひ、もうちょっと総合的な取り組みはどうするかということを考えてもらいたい。それが一つ。

それから、先ほど森林を強度間伐したり竹を取った後に、どのように生物多様性が来るかという話は、大変興味深い。そういう幾つかの場所をモニタリングするのは非常に大事なのだが、しかし、石川県全体で、例えば竹林がどのぐらい分布しているか、どのように広がっているかという、そういうちゃんとしたデータベースを作る。それから、シカやイノシシやクマがどこでどう増えているか、どこで被害があるか。その個別のデータはたく

さんあると思う。しかし、そういうことをちゃんと GIS を使ったり、いろいろなモニタリングを統合するような形があまり取れていないと思う。

これは森林管理課だけの問題ではなく、石川県庁全体として、あるいは森林組合と一緒にになって、そういう害獣の問題、それから貴重な動物の問題、ワシやタカなどもみんなつながっているわけだ。だから、何かそういう取り組み体制を考えないと、個別対応ではもうできなくなっているのではないかと、心配している。

三つ目は、ボランティア活動が増えていることは、恐らく間違いないと思う。それはソフト事業に幾つかの補助金を付けたりしているから、ボランティア活動は個人も団体も、企業も増えていると思う。だが、やはりボランティア活動の中身は、一方で獣害がどんどん出ているときに、ボランティア活動で植樹をしたりというのは、植樹も必要な所もあると思うのだが、あまり必要ではない所に植樹をされている所もあるのではないかと思う。

だから、今、ボランティア活動があるとしたら、例えば町の近くでクマが潜むような森がたくさんある。私は金沢の角間にいるのですが、角間でもクマが出たりして、非常に危険だ。だから、金沢市の中で何かボランティアのことをやるといっても、クマが来ないように、重要な所の木を刈っていくとか、竹林を払うとか、何かそういう今の獣害の問題ともっと関連付けて、みんなで一緒に作業するとか、そういうことをもう少しはっきり、目標として取り入れた方がいいのではないか。

金沢大学でも、ものすごく悠長に法面の植樹などをやっている。一方でクマが出てくる所がたくさんあるのに、そんなことをしているよりも、大学のキャンパスが危険でないようにしていくようなことを、もっとみんなで力を合せてやった方がいいのではないかと思っている。

(委員長) 今の意見について、何か事務局の方で答えてもらうことはありますか。特になければ注意してもらうということで。

(事務局) いろいろと貴重な提案ということなので、しっかりと参考にさせてもらい、考えられるものは考えていきたい。

(委員) 時代の変化に伴い環境税の利用の要望はいつも出る。それから、総合的な農林政策の話に飛んでしまったが、ここは環境税の目的、公益的機能の維持、それをまず念頭に置くことを忘れないで。そして、まずは強度間伐とか利用間伐を必要最小限に行い、それで害獣を防ぎ、川が汚れるのを防ぎ、そして里山が崩壊するのを防ぎ、海が汚れるのを防ぎ、そういうことで全県民的に広く薄く 500 円という形で環境税を構想した一人でありましたので、それは常に忘れてはいけない。

けれども、現実に竹の侵入という、そこまでは環境税で行うことを承諾して、それからイノシシ、クマの話が出て、そして 14 ページ (実感ツアーや木育イベント) ですか、モデル的に実施されたら。モデル的にというのは 1 カ所か 2 カ所ですか。

(事務局) いや、ソフト事業でいろいろな地域との協定を結んでやっている。

(委員) ああ、それでやっているのだね。

(委員) 今年もクマが人家の所に出てくるのではないかという記事を読んだことがあります、それらについて優先順位というか、強度間伐の話もまだ残っている中で、やはり優先順位を付けながら、また、先のことを見越して取り組んでいくということが大事ではないか。

だから、獣害については農業の予算、総合的なトータルの中で使えるものを使って、そして環境税からこれだけは使っていこうという認識でやってもらいたいなど、一つだけ意見を述べさせてもらいたい。

(委員長) 総合性の中での環境税ということですね。

(事務局) いろいろな意見を頂き、本当にありがとうございます。森林環境税の導入目的は、今、委員が言われたとおり、石川県の森林を健全な形で未来へ引き継いでいくのが大きな目的であり、取り組んでいる。その中で、今説明したような、税を導入してからいろいろな環境の変化があったということで、最後、説明をさせてもらった。

その中で、当初はこちらもあまり問題視していなかった侵入竹林の問題は、せっかく整備をした森林に、竹が侵入してくると、結果的に発育が阻害されたり、公益的な機能自体が損なわれる。要は、先ほど事務局から説明したように、根の張り方が水平方向へ張るのですが、深い所へ張らないことにより、要は山地災害の原因となるようなケースも出てきている。そういったことについての公益的な機能を発揮させるという意味で、必要な対策だということまで理解してほしい。

もう一つの問題は、先ほどから指摘があったように、害獣の里山への侵入ということ。従来だと、先ほど委員がご説明されたように、里山林として整備をしているときは、獣と人間の生活圏の間にいわゆる緩衝帯が存在していたわけだ。これがなかなか里山に暮らす方が少なくなり、里山自身を森林整備する方が不足することにより、なかなか整備が行き届かなくなったため、いわゆるクマやイノシシというものが、里山の方から町の方に迫ってきている。クマもしかり。

そういった所を、本来だと、われわれとしては緩衝帯みたいなものの整備も、できれば将来的には整備の対象にしたいとは思っている。だが、これはもともと制度を導入した趣旨からいくと、なかなかすぐというわけにはいかないもので、少しずつモニタリングしながら、あるいはソフト事業を通じながら、その効果も見ながら、今の、15ページぐらいまでのような取り組みを示させていただいているということ。

(委員長) 環境税と裏腹の関係にあるのですが、先ほどからも意見が出ていたが、やはり基本は、林業が盛んになって、環境税が要らないような社会をつくっていただくのが一番いいのだろうと思う。だが、なかなかそうはいかないので、背に腹は代えらず、環境税を頂戴するという事だと思ふ。

それで、気になるのが、今の資料の20ページの一番最後だが、県産材の需要拡大で、外材の輸入はだんだん減ってきたということ。林業については、農業と違って関税がないも

のだから、外材が自由に入ってきた。それで林業がダメージをより強く受けたということだと思う。ただ、森林管理課で調べられた中で、県外産材が非常に大きく伸びているのに（グラフの茶色の部分）、県内産の材があまり伸びが芳しくない。何かそんなところに、林業の振興に対してかなり本質的なものがあるのではないか。その点、県の方で考えがあったら、教えてほしい。

（事務局） このグラフ自体に関しては、あまり環境税の議論とは関係がない話だとは思う。

（委員長） よそは、むしろ環境税を使わないで、これだけ伸びているということだね。

（事務局） はい。これは県内の大手の合板工場の木材需要ということで、これは外材の先行き不透明が一時期あり、それで原料転換を先駆的にやられた工場ということ。合板も結局、用途によって全て杉でできるものでもない部分がある。例えばカラマツになるのだが、そういうものを使って作る製品はかなりあるので、それは石川県内にはないものだから、長野などからかなりたくさん入れているところもあり、やはりここではまず県外産材を使った製品を作っているという部分があるということ。ただ一方で、では杉は全部県産材なのかというと、そうではない所があるので、これは林業生産という面で、県内の杉をしっかり生産して、県内で使っていくということをやっていないといけない。

その他の部分では、身近な木製品を使っていたくところは、身近の木材を使っていたいて、そして森林の整備や保全に役立つような視点での木材利用もある。だから、こちらは今、第2期から木に親しむ事業というところで、そういったソフト対策もやっているところではある。このグラフに関して言えば、まさに木材工場の話なので、そういった背景があるというところ。

（委員長） 県外産材というのは、樹種は、杉などは有用樹種というのか、植林して取るものは割合少ないということなのか。そんなことはないだろう。

（事務局） ほとんど、これは人工林で取れたものだ。

（委員長） 人工林でしょう。だから、なぜ石川の人工林は伸びないのかという話なのだが。

（事務局） これはやはり供給能力が、もうちょっと足りないということ。改善すべき部分もあるということで、それはまだまだ改善していかなければいけないところ。そこは、森林組合、もしくは事業者の皆さんと、林業界として頑張らなければいけない話だとは思っている。

（委員長） 農業の方では、似ている面があると思うが、農業は分散錯圃ということが昔言われて、小さい農地がいっぱいあって、個人の自由を守りすぎて、全体が不自由になっ

たという感じのことがあって、最近は企業化がどんどん進んでいますよね。林業がそうなるかどうか知らないが、そういうことの方角へでも動くということであれば、土地利用自体を少し考えて。先ほど宮本さんから話があったが、小さな地主がたくさんいて、事業も進みにくいのではないかというご示唆もあったが、私らでもそんなことを考える。あまり小さいものがたくさんあるから、作業効率は悪いし、権利調整に大部分の時間を使ってしまって、思う能率のいい仕事ができない、大きな機械も持ち込めない。そんな状況もありはしないかなと思って、そういう質問をさせてもらった。

林業が産業として成り立ついいこととか、そういう方向性でもあったら、教えてほしい。

(委員) そう思っているので、今、県1組合を目指していろいろと勉強しているので、次回には少し、しっかりお話しできればいいなと思っている。

(委員長) そういう理解でよろしいか。

(委員) はい。

(事務局) 先ほどから、この基金の話とか、獣害の話があったので、農林水産全体という立場から意見を述べさせてもらいたい。これは決して、環境部と農林水産部が別々の行動をしているわけではなく、環境部の方は、個体数管理という観点で、駆除の観点。農林水産部の方は、資源として活用、要は駆除もちろんそうだが、近づかないような防御の対策は、冒頭でちょっと話題になった電気柵や応急柵みたいな形で、農作物への影響を防御するための対策を講じている。

ただ、それだけだと、個体数は減らないから、当然のことながら駆除ということが必要になってくる。それから、狩猟という観点での話もある。そうした中で、ただ単に害獣という観点ではなくて、里山の一つの資源として、ジビエ的な活用も、今、並行して、われわれ農林水産部が中心だが、取り組んでいるところ。

それから、シカの話もあったが、シカについても、確かに推測値で3000頭という話があった。特に福井県の例があったが、福井県は嶺南の方が大変厳しくて、嶺北の方はまだそれほど大きな頭数はいないという状況。しかしながら、将来的には被害の拡大も当然予想されるので、この辺については対策を講じていかなくてはならないと、われわれも考えているところ。決して環境部とこちらと別々ということではなくて、お互いにちゃんと施策をすり合わせながら、県全体として取り組んでいるということを理解してほしい。

(委員長) はい、どうもありがとうございました。

それでは、既に議題を超えて全体についての意見を頂戴したので、このことについて、特に特段の意見がないようなら、そろそろ閉めさせていただきたいと思います。